



2019年2月27日 衆議院予算委員会

宮本徹 衆院議員の質問

## 障害のある青年・成人の 夕方や休日の居場所、活動への 国としての位置づけ、支援の拡充を

日本共産党の宮本徹衆院議員は2月27日の予算委員会第5分科会で、障害のある青年・成人の夕方や休日の居場所、活動について質問。障害者、保護者や、困難な中で夕方や休日の活動支援に取り組む事業者の実態を伝え、実態調査・ニーズ調査を実施し、国として法的に位置づけて支援をするよう求めました。

根本厚労大臣は、障害者権利条約の規定を尊重し政策を進めるべきとし、全国的な実態把握に努めなければいけない、必要な支援を行っていくと答弁しました。

また、18年度報酬改定で減収になった就労継続支援B型などについて、事業者の運営が成り立つ報酬にすることも求めました。

宮本議員—18歳で特別支援学校を卒業すると夕方や休日を過ごす居場所がなくなる、「18歳の壁」

●宮本徹議員 日本共産党の宮本徹です。私は、青年・成人の障害者の日中活動が終わった後や休日の余暇活動等への支援について質問をさせていただきたいと思っています。

18歳までの学齢期は特別支援学

校に通い、学び、交流し、さらに、2013年からは放課後デイのサービスもスタートし、これ自体はかなりたくさん指摘されておりますけれども、子どもたちの豊かな放課後活動を支援するという制度的な基盤は一応整備されたということだと思います。

ところが、18歳で学校を卒業すると生活は一変するわけですよね。当事者は、仲間と交流したい、遊びたい、楽しみたい、認められたい、成長したい、そういう願いがあるわけですが、その願いがかなえられる場というのはたいへん限られているのが現状であります。

たとえば、生活介護や就労系の事業所では、日中の活動や就労が終わるのは午後3時台や4時ということになってしまいます。ですから、多くの場合は夕方より早く帰宅する。保

護者の方からもこういう声があります。健常な子であれば余暇を楽しむことができるのに、家で一人でテレビを見たりして過ごすことが多い、友達とまだ一緒に活動できる年なのにと思うと親としては悲しくなる、こういう声があります。こういう問題は、18歳の壁というふうに呼ばれる方もいます。

今、全国の事業者の熱意などで、青年・成人期の日中活動が終わった後の夕方だとあるいは休日の余暇活動などの支援、いろいろな形で取り組まれておりますけれども、公的な支援というのは本当に不十分な状況だ、とりわけニーズに比してあまりに貧弱だというのが現状だと思います。これは当事者にとっても大事な問題ですけれども、保護者にとってもたいへん切実な問題です。

宮本議員—障害のある青年・成人の夕方や休日の活動に公的な支援をと求めている人たちの声を紹介する

いくつか声を紹介しますので、大臣も聞いていただきたいと思います。

お1人目。特別支援学校に通つていたときは、8時15分ごろにスクールバスが来ていた、その後仕事

宮本徹議員の質問の大要をお知らせします 2019年4月

宮本徹国会事務所 ▶ 100-8981 千代田区永田町2-2-1 衆議院第1議員会館 1219号 TEL.03-3508-7508  
国会議員団東京事務所 ▶ 151-0053 渋谷区代々木1-44-11 TEL.03-5304-5639 FAX.03-3320-3374

日本共産党



御意見をいたしたこともあるというふうに承知をしております。

**宮本議員** 意見書にある「青年・成人の障害者の就労後の時間に行う事業に対する法律上の位置づけや予算措置を求める」に対する受け止めは

●**宮本議員** 日常にそういう意見も寄せられているということです。

この東京や横浜の意見書にはこう書いてあるんですね。

青年・成人の障害者が日中活動や就労の後にさまざまな人々と交流し、集団行動を行う事業は、国の施策として明確に位置づけられていないため、公的な支援が不十分な状況にある、法律における事業として位置づけ、十分な予算措置を講ずるよう強く要望するとあります。この点についての大蔵の受けとめを。大臣

**橋本部長** 一日中活動・就労後の交流などの取り組みへの支援は重要 地域生活支援事業の充実を図り引き続き適切な支援を行っていく

●**橋本部長** お答えいたします。青年や成人の障害のある方が日中活動ですとかあるいは就労の後でさまざま人と交流する、そういう取り組

みを支援するということは重要なことだというふうに受けとめておりまます。このため、障害者総合支援法に基づきます地域生活支援事業といいう事業がございますが、この中で、市町村や都道府県の支援を国として行っています。

1つには、創作活動や生産活動あるいは地域との交流を行う通いの場である地域活動支援センターを運営する事業、あるいは、家族の就労やレスパイトを支援するため、障害のある方に活動の場を提供する日中一時支援など、こういった取り組みがございます。

このようなものを支援するため、平成31年度の予算案におきましては地域生活支援事業の充実を図っているところでございまして、今後とも、自治体の意見なども踏まえながら、引き続き適切な支援を行ってまいりたいと考えております。

**橋本部長** 「日中一時支援」は9割の市区町村で取り組んでいるが事業の詳細な運営状況は把握していない

●**橋本部長** 地域生活支援事業における日中一時支援でございますが、全国で約9割の市区町村の方でこの事業を取り組んでおります。ただ、この事業につきましての営業時間帯ですか、あるいは日数などについての詳細な運営状況につきましては把握しておりません。

●**宮本議員** 今、いくつかの事業を紹介されましたけれども、国として

明確に青年・成人の障害者のための日中活動の後の夕方の活動の支援だと土・日・祝日を支える活動とかを明記したものではないわけですね。

しかも、先ほど紹介があつた日中一時支援、これは自治体の任意事業、必須事業じゃないですね、任意事業ということになっているわけですね。

ちょっと、先ほど日中一時支援の紹介があつたからおうかがいしますけれども、では、その日中一時支援を使つて青年・成人の障害者のため

の夕方の活動支援として平日毎夕取り組んでいる自治体というのはどちら方の活動支援として平日毎夕取り組んでいるんですか。

任意の中身も全く任意なんですよ、これは。つかんでいないという状況かといつたら、厚労省としては何も把握していない。必須事業じゃないから、任意事業ですからね。しかも、

もう1つおうかがいしますけれども、この日中一時支援だと、先ほ

どお話をあつた地域活動支援センター機能強化事業だとか、あるいは移動支援だとか、こういうのは全部地域生活支援事業になつているわけですけれども、この補助金のしくみと国の財政的支援というのはどうなつていてるか、ちょっと紹介していただけますか。

**橋本部長** 事業ごとでなく自治体の地域生活支援事業に要する経費総額に対し国が2分の1以内を補助

31年度予算案では495億円計上

●**橋本部長** お答えいたします。移動支援ですか、あるいは日中一時

**宮本議員** 「地域生活支援事業」の補助金制度のしくみ、国の財政的支援はどうなつているか

●**宮本議員** 日中一時支援というのはいろんな形の日中一時支援があるので、この青年・成人期の夕方の支援を、ではどれだけやつているの

かといつたら、厚労省としては何も把握していない。必須事業じゃないから、任意事業ですからね。しかも、この事業につきましての営業時間帯ですか、あるいは日数などについての詳細な運営状況につきましては把握しておりません。

支援、あるいは地域活動支援センター機能強化事業、あるいはレクリエーション活動支援、こういった事業がございますが、これらにつきましては、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の対象事業となつてございます。

この地域生活支援事業に係る補助金につきましては、実施主体である自治体が地域の実情に応じて柔軟に事業を実施することができますよう、いわゆる統合補助金として、事業ごとではなく、自治体ごとの地域生活支援事業に要する経費の総額に対して補助するしくみといたしております。

地域生活支援事業の補助率でございますが、障害者総合支援法におきまして、国が予算の範囲内で2分の1以内を補助することができるというふうにされておりまして、平成31年度予算案におきましては、障害者芸術文化活動などの事業も含めまして、地域生活支援事業費等補助金として、対前年度2億円増の495億円を計上しているところでございます。

宮本議員一2分の1以内というが現状で国は2分の1を補助しているか

●宮本議員 今、この事業は、市町村が決めたものに対して2分の1以内で国が支援するとなつていますけれども、現状は、国は2分の1を出していますか。

橋本部長一実効補助率は2分の1なら701億円のところ464億円で平均33%程度（平成28年度）

●橋本部長

実効補助率というふう

なことでお尋ねだというふうに思いますが、計数が確定しております平成28年度で見てみると、平成28年度における市町村、都道府県の事業費の合計額は1401億円で

ございますので、それの2分の1ということでござりますれば701億円でございますが、平成28年度の予算額は464億円でございましたので、自治体に対する補助率といふうにさせておりまして、平成31年度予算案におきましては、障害者芸術文化活動などの事業も含めまして、地域生活支援事業費等補助金として、対前年度2億円増の495億円を計上しているところでございます。

宮本議員一上限の2分の1まで出しておらず33%のみ 31年度予算の概算要求はいくら要求したのか

●宮本議員 大臣、今、国の法律の

出でないんですね、33%。自治

体の要望の規模も私は決して十分じゃないと思いますよ。もつと自治体に頑張つてもらいたいなどという思いもあるんですけども、それに対して、國は法律の上限までは出し

ていないわけですね。

ちなみに、701億に対しても、こどしの額の話がありましたけれども、概算要求は幾ら出したんですか。

橋本部長一537億円で要求した

●橋本部長

平成31年度の概算要求額は537億円で要求させたところございます。

宮本議員一2分の1出せるしくみなに財務省に満額予算要求していい自治体の求めと乖離している

●宮本議員

つまり、自治体からの要望でいえば、2分の1の国の補助からすれば7百数億出さなきゃいけないというか、出せる枠組みになつているんだけども、そもそも財務省に対して537億しか要求していないということなんですね。これは、自治体の求めとはたいへん大きな乖離があるのが今の現状だと思ひます。

や報酬を自治体が決める 単体で事業が成り立つしくみになつていらない

そして、この地域生活支援事業は、必須事業になつているものも含めて、移動支援だとかも必須事業としてメニューはありますけれども、ど

れぐらいの規模でどういうふうに取り組むのかを全部自治体が決められる、自主的に決めて取り組む事業になつているわけですね。ですから、

報酬の体系なんかも含めて自治体が決めているということになつています。どこまでやるかは自治体の財政力次第、あるいは自治体のお金の使い方の優先順位次第で大きく左右される。

この間、全国でつくられた放課後デイサービス、国がつくった放課後デイサービスは、これは全国どこでも同じ制度で、建前ではこの放課後デイ単体で事業が成り立つしくみなわけですけれども、青年・成人期の私が問題提起してきたところには、単体で事業が成り立つようなしくみでは全くなつていないです。

そういう中でも頑張つて活動しているところが幾つかありますので、どういう状況かというのを紹介しますので、ちょっとと聞いていただきた

宮本議員——がんばつて活動する事業所が赤字年間数百万元 法人内の他事業からの持ち出しなどで何とか存続している

私も何度かうかがつたことがある事業所では、青年・成人期の事業として2つの事業に取り組んでおりま

つ、地域活動支援センター機能強化事業として、市から委託されて、日中活動やあるいは就労後の居場所として、月、火、木、金は夕方の余暇活動を夜までやっております、それから、水曜日は日中活動をやっていきます。

宮本議員——法人からの持ち出しが大  
きく継続には公的支援の拡大が必要

1つは青年学級のような事業で、これは平日夕方2回、休日2回の月に4回、ミーティングをやつたり、あるいは恋愛講座をやつたり、ゲームをやつたり、山登りをやつたり、バスハイクをやつたり、行つていまです。私も1回ミーティングに参加させていただきましたけれども、地域でお祭りをやるのに向けて、お祭り

私も、ここも参加てきて、それこそ新聞紙を丸めたボールでボッチャと一緒にやつたりだと、参加させてもらいました。ダンスをやつたり、本当にスタッフの皆さんのが、障害者の皆さんのが楽しく過ごせるよううにする、安心して過ごせるようにする、こういうことで、本当に努力されているなどいうのを感じまし

宮本議員——「ズ是非常に高く、曜日ごとに交代して参加している

の出し物をどうして出そうかというのを、スタッフがうまく手助けしながら、司会も障害者自身が自分たちでやつて、たいへん楽しそうに話し合いました。

この活動は、実は国の制度じやなくて都の制度を使ってやつっていますけれども、都と市の補助金が出てい

ますが、相当な持ち出しがある。スタッフの件費もかかりますから、赤字は1年で6百から7百万円という話を聞きました。

それから、この事業所はもう1

かかる。そして、法人の持ち出しは、この事業に対しても年間5百万円持ち出さないとできないということです。

宮本議員—厚労省は事業所や当事者が直面している困難の実態をつかんでいるか

それから、あと、私は東京選出ですけれども、横浜の意見書もあつたので、質問するに当たって横浜の方にもちよつとお話を聞きましたけれども、市と相談して日中一時支援の制度を利用して事業を始めた、しかし、日中一時はたいへん不安定な制度だ、生活介護や放課後デイと運動して使うものとの理解により、前の制度を使つた後に延長するものとして扱われているので、報酬の単価が放課後デイの3分の1程度になつてゐるというお話をしました。ですから、事業所としても、日中一時単独では成り立たない。ですから、ほとんどこの場合は生活介護とセットという形になつているわけですね。

ですから、日中一時というのはそもそも一時支援ですから、毎日の上うに通所するということだと、あるいは継続的にその若者を支援するといふものにはなりにくくとお話をかがいました。

私はこういう話をいろいろ聞いてきていますが、厚労省はこういう実態をどこまでつかんでいるんでしょうか。

事業所としても、日中一時単独では成り立たない。ですから、ほとんどこの場合は生活介護とセットという形になつてゐるわけですね。

ですから、日中一時というのはそもそも一時支援ですから、毎日の上に通所するということだとか、あるいは継続的にその若者を支援するといふものにはなりにくくお話をかがいました。

私はこういう話をいろいろ聞いてきていますが、厚労省はこういう実態をどこまでつかんでいるんでしょうか。

度だ、生活介護や放課後デイと運動制度を使つた後に延長するものとして扱われているので、報酬の単価が放課後デイの3分の1程度になつて事業所としても、日中一時単独では成り立たない。ですから、ほとんどの場合には生活介護とセットという形になつているわけですね。

ですから、日中一時というのはそもそも一時支援ですから、毎日の上うに通所するということだとか、あるいは継続的にその若者を支援するというものにはなりにくくとお話をかがいました。

私はこういう話をいろいろ聞いてきていますが、厚労省はこういう実態をどこまでつかんでいるんでしょうか。

## 橋本部長－好事例の普及や全国的な実態把握に努め必要な支援を行なつていく

### ●橋本部長

今委員御指摘の夕方あるいは休日等の支援ということで見ましたときに、先ほど来私が申し上げております地域生活支援事業、こ

ういった中で柔軟に運用することによつて対応することも可能ということが1つでございますが、もう1つ、

日中活動を行う生活介護という報酬に位置づけたものがございますが、

こちらを夕方まで延長して行つた場合に報酬を加算するというしくみもございます。

## 宮本議員－好事例の事業所も経営はたいへん実態、ニーズ調査を実施すべき

### ●宮本議員

好事例のところも含めて、経営はたいへんなんですよ、好事例のところも。そこが、ぜひ大臣

につきまして、網羅的に状況を把握しているわけではございませんが、幾つかピックアップしたもので申し上げますと、たとえば江戸川区の地域活動支援センターの中に土日・トワイライト事業というのがある、それにつきましては、平日は15時45分から19時まで、それから土日は10時15分から15時までということで利用ができるというふうに承知しております。

また、立川市における地域活動支

## 根本厚労相－好事例の普及あるいは全国的な実態把握に努めなければいけない必要な支援を行つていく

### ●根本厚労大臣

今、担当部長からも話がありましたが、先ほど好事例、

利用時間というふうにしておるといふふうにも承知しております。

こういった、地域によりましては夕方の時間帯や土日も開所して余暇活動などのサービスを提供する地域活動支援センターもあるという状況でございますので、今後、こうした好事例の普及や全国的な実態把握に努めまして、必要な支援を行つてまいりたいりたいと考えております。

## 宮本議員－必要な支援に法的な位置づけを当事者、家族、事業者から直接話を聞く機会を設け支援拡充の指示を

### ●宮本議員

必要な支援というの

は、やはりしつかり法的な位置づけをこうした活動に対し与える。放課後デイはやはりちゃんと法的な位

置づけをつくったから全国に一気に広がつていった。広がつて、中身はいろいろありますよ。私も虐待の相談だとか本当によからぬ話なんかも聞こえてきましたけれども、枠組みとしては一気にできたわけですか。

いと思うんですが、いかがですか。ニーズ調査も含めてです。

## 根本厚労相－やはり現場が大事障害者のみなさんに寄り添つてしっかり施策に生かしていく

### ●根本厚労相

私は、障害者対策を

含めて、やはり現場が大事だと思っています。そして、私も今厚生労働大臣をやらせていただいておりますが、そもそも、当選してから私はずっと厚生をやつたんですよ。やはり我々は地元が原点ですから、だから、地元の障害者の皆さんと、当選1回から、小規模事業所の問題を始め、さまざまな障害者の皆さんと私は触れ合つてまいりました。

ですから、その意味では、いろいろな状況がありますけれども、私は、政治家としては、やはりこういう皆さんに寄り添つて政治をやるのが必

委員からもいろいろな事例の御紹介がありました。やはり私も、好事例の普及やあるいは全国的な実態把握に努めなければいけないと思いますし、必要な支援を行つてまいりたいと思います。

今、統計問題で忙しいかもわからぬですけれども、今すぐとは言わぬに思つてますが、いかがですか。

しっかりと設けて、この問題、具体的にどう進めるのか、じっくり考えて指示を出していただきたいというふうに思つてますが、いかがですか。

こういう活動に取り組んでいる事業者の皆さんから直接お話をうかがう機会を設けていただきたい。

今、統計問題で忙しいかもわからぬですけれども、今すぐとは言わぬに思つてますが、いかがですか。

要だと思つてまいりましたので、その意味では、私も、私の支持者を含めて、あるいは家族の皆さんを含めて、障害者の皆さんとずっとこれまで対話を重ねてまいりました。それをしてかりと厚生労働大臣として施策に生かしていきたいという決意であります。

- 宮本議員 ですから、一般論じや  
なくて、この課題でぜひそうしてい  
ただきたい。よろしいですか。
- 根本厚労相 私も、さまざまの課  
題がありますので、いろいろなもの  
を視野に入れながら適切にやってい  
きたいと思います。

●宮本議員 たくさんのお話をうかがつてきましたということですが、私が聞いているような話もたくさんうかがつてきましたなどというふうに思いますが、ぜひ、大臣としてやはりしつかり話を聞く場というのを設けていただきたいと思いますが、どうですか。

宮本議員一文科省 特別支援教育の生涯学習化は二一ーズをつかんだうえで、保護者の就労保障やレスパイトも視野に入れ、厚労省との連携で具本化を

●宮本議員では、ぜひよろしくお願ひしたいというふうに思います。

根本厚労相－現場に足を運んで実態を見る、意見を交換することは非常に大事だと思っている

文部省は、いろいろな取り組みを  
実は松野大臣のときに、松野大臣が、  
ていただきました。

●根本厚労相  
私もできるだけいろいろなところを訪問して、そういう直接訪問する機会をつくりたいと思っていますが、要は、たとえば児童相談所にも行つてまいりました

特別支援学校の生徒さん、保護者の皆さんから、卒業した後というのは学びの場も交流の場もない、そういう不安の声を受けられて、いろいろな取り組みを始められているんですね。

それで、ぜひ文科省に、きょうは副大臣にも来ていただきましたけれ

して、そういう現場に足を運んで現場の実態を見る、そして意見を交換する、これは非常に大事だと思っております。

副大臣にも来ていただきましたけれども、お願いしたいのは、成人期の余暇活動を支援している団体にも、幅広く丁寧にニーズの運営と実情を

つかんで、今具体化されようとしている特別支援教育の生涯学習化の具體化に当たっては、ちゃんとそういう団体の意見、ニーズもつかんでいただきたいということと、あわせて、は、当事者、家族のニーズにどこまで応えようとしているかといった場合に、文科省的な側面から応えられるけれども、福祉的な側面からではやはりニーズに応えられないんじやないかと思つております。

保護者の就労保障やレスパイトだとか、こういうことまで視野に入れようと思つたら、ここはどうしても厚労省が所掌ということになつてくると思いますので、今、余暇活動の支援も含めて、文科省の方では具体化が検討されていると思いますけれども、ぜひ厚労省と連携しながらの具体化をお願いしたいと思いますが、その点はいかがでしょうか。

の実態、これをしっかりと踏まえまして推進方策を検討することが非常に重要であると考えているところでございます。

このため、文部科学省におきましては、平成30年2月に設置した学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議というのにおいて、関係団体や実践者からヒアリングや、障害者、当事者へのアンケートの調査を実施させていただきまして、当事者等のニーズや現場の実態把握を進めつつ検討を行つているところでございます。

その際、厚生労働省には有識者会議にオブザーバーとして出席もしていただきておりますし、福祉や労働部局との連携をしつかりと図つて頂るところでございます。

さらに、これから取り組みを含めまして、障害のある方が個性や能力を生かして社会で活躍するための施策を横断的そして総合的に推進するため、本年1月に文科省の中に、私のもとに文科省障害者活躍推進チームというのを設置させていただきます。現在、精力的に検討を進めさせていただいているところでござります。

今後とも、誰もが、障害の有無に

●浮島とも子文部科学副大臣　障害者　いる  
浮島文科副大臣ー厚労省とは福祉や労働部局との連携をしっかりと図つて

のある方の生涯学習を進めるに当たりましては、当事者や保護者のニーズはもとより、学びを提供する現場

かかわらず、ともに学び、生きる共生社会の実現に向けて、障害のある方が生涯にわたり主体的に継続的に学習を行うことができるような環境整備に全力で努めてまいります。

### 宮本議員－18年度報酬改定では就労継続支援B型の6割が減収運営が成り立つ報酬基準にするべき

#### ● 宮本議員

学習というのを相当幅広く捉えていたので、余暇活動の支援まで含めて、そして実態に見合った支援をぜひお願いしたいと思います。

時間がないので、最後に1点だけ大臣に、少し話題はかわりますけれども、18年度の障害者福祉の報酬改定がありました。そのいろいろ深刻な影響も出ていました。きょうされんというところが、就労継続支援B型と就労移行支援の1011の事業所に聞いたところ、6割が減収になつたという話なんですね。減収が年額3百万円以上になつたというのも、減収となつた就労継続B型のうち3分の1以上のところありました。

私も地元の事業所からも随分お話をうかがいましたけれども、とにかく、報酬改定で、平均工賃に基づく

報酬基準というのがつくられたんですね。それから、目標工賃達成加算というものは逆に廃止されました。結構大きな目標工賃達成加算が廃止され、そして、平均工賃が高ければ報

酬を多くし、平均工賃が少なければ報酬を少なくするということになつたわけですけれども、実は、これがやはり減収の大きな原因になつているんですね。

#### たとえば、精神障害者が中心の作業所、私も幾つか聞きましたけれども、1ヶ月に働くのが4、5時間という方もいるわけです。そういう人まで含めて平均工賃を出すと、どうしてもこれは平均工賃が下がつて、そのことによつて報酬が下がる。今まで含めて平均工賃を出すと、どうなつたので、かなりの減収になるということなんですね。

ですから、最後に質問させていただきますけれども、やはり、障害の状況や特性に応じて働く日数や時間には合理的配慮を行うというのがもともと障害者権利条約の精神ですかね。減収が年額3百万円以上になつたというのも、減収となつた就労継続B型のうち3分の1以上のところありました。

これはたいへんな間違いだつたんじゃないかなというふうに思いました。だから、障害を持つ人の状況

や特性、体調に応じて通所しても事業所の運営が成り立つような報酬にぜひしていただきたいと思いますが、この点を最後におうかがいしたいと思います。

### 根本厚労相－就労継続支援B型は非常に重要なサービス 今回の報酬改定の検証調査を通じ影響をしつかり把握していく

#### ● 根本厚労相

就労継続支援B型、これは、障害のある方がその適性に応じて能力を十分に発揮し、地域で自立した生活を実現するために重要なサービスであると思います。私も直接行つていろいろな状況も見ておりますが、私の場合は身近な地元とまであつた目標工賃達成加算がなくなりましたので、かなりの減収になると感じています。

昨年4月の報酬改定で、平成27年12月社会保障審議会障害者部会報告書における、工賃、賃金の向上や一般就労への移行を更に促進させるべき、こういう御意見を踏まえて、事業所が利用者に支払う平均工賃月額に応じた基本報酬の設定といたしました。

今回の報酬改定の影響に関しては、報酬改定の検証調査などを通じてしつかりと把握していくことを思います。

### 宮本議員－しつかり見直して福祉、就労支援といえる報酬に

#### ● 宮本議員

検証するということですけれども、週1日や2日の方を受け入れると事業所の運営は困難になるというのは、これはやはり福祉じやないと思いますよ。就労支援は非常に重要なサービスだと思っています。

申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

であつたことも踏まえつつ、利用者へ支払われる工賃が高いほど障害のある方の地域における自立した日常生活につながり、事業者は生産活動の支援に労力を要すると考えられるところから実施をいたしました。

この考え方は、就労継続支援B型の平均収支差率がプラス12・8%